

## 芦屋市放課後こどもプラン事業(校庭開放)概要

### ① 岩園校庭開放管理人

#### <体制>

- ・平日…1名
- ・土曜日…1~2名

#### <主な内容>

- ・子どもの安全管理を行う
- ・参加児童へ参加者名簿記入の呼びかけ
- ・危険な遊びをしている子どもを注意する
- ・不審者の見回り

### ② 実施状況

#### <平日>

- ・毎週水・木・金の午後4時から6時まで。  
ただし、10月中旬から11月末までは午後4時から5時まで。  
(平成24年以降は水・金になる予定)

#### <土曜日>

- ・第2, 4土曜日の午前9時から12時まで。

### ③ 傷害保険

#### <保障金額>

- ・死亡、後遺障害 100万円
  - ・入院日額 1,500円
  - ・通院費額 1,000円
- \* 校庭開放参加にかかる往復途上も含む。

### ④ その他

- ・参加自由
- ・好きな時間に来て好きな時間に帰宅できる
- ・終了時間がくれば管理人が帰宅を促す

項目	取組内容	課題	対策
開始時間の変更について	(案1)低学年、高学年が同時に参加出来るように、高学年の授業終了時間に併せて開始する(例えば15:30~)	(1)開始時間までの、低学年の過ごし方 (2)安全管理人の確保	(1)図書室で過ごす (2) ①現在の安全管理人に呼びかけ ②保護者に呼びかけし管理人になってくれる人を探す ③市民活動センターの登録ボランティアの活用
	(案2)低学年の授業終了時間に併せて開始する。(例えば14:30~)	(1)6講時に授業等で運動場を使用している場合 (2)安全管理人の確保	(1)その場合は6講時終了後にする(周知を図るのが難しい) (2)上記①②③と同じ
参加体制	* 参加の把握については、参加者名簿の記入を徹底させ、帰宅する場合は、参加者名簿に帰宅時間を記入させる。	参加者名簿への記入の徹底	①安全管理人に徹底を依頼する ②子どもたちへは学校の先生を通じて周知してもらえるよう依頼をする ③保護者への周知を図る ※参加の有無については家庭内でしっかりとコミュニケーションをとり、帰宅時間・帰宅通学路を親子間で十分に確認しておくことが今後も重要である。
	* 帰宅しないことへの不安	校庭開放に参加中なのかそれとも帰宅したのか等についての問い合わせが増える。	参加者名簿で対応し学校側と管理人の連携を図る
	* 下校時の安全確保	好きな時間に帰ることが出来るので、下校時の見守りは難しい面が残る。	①低学年については、必要に応じ保護者が迎えに行くなどで対応して欲しい ②終了時間いっぱいまで残っていた児童については、なるべくたくさんの人数で同方向で下校するように管理人から促すことは可能 ③留守家庭児童会の集団下校に参加させてもらい、同方向で下校する(→留守家庭側と学校と協議が必要) ④地域の見守り団体や自治会、地域にあるお店や事業所に、校庭開放の周知を十分にし、見守りを促す
	* 安全管理人の存在をアピールする		①ポスター・チラシに記載し周知させる ②PTAに依頼し、PTAによりに校庭開放の記事及び管理人さんの紹介を載せてもらう
	* 児童への終了時間の周知		終了時間にチャイムを鳴らすようにする(→学校と協議)
	* ランドセルなどの管理		ランドセルの管理は原則自己管理責任であることを児童、保護者に周知する
責任の所在(けがへの対応)	* 基本的に現在の運用で今後も対応	(1)小さけが(すりむいた、鼻血など)	①安全管理人が救急用具で対応(従来から校庭開放用に配布) ②学校が開いているときは、学校の先生にも協力してもらっている
		(2)大きけが(骨折など)	①学校に知らせて、救急車を呼んでもらっている。 ②学校に先生がいない場合は、校庭開放管理人が対応し、生涯学習課にも連絡が入る
		(3)入院・通院のとき	傷害保険適用の旨を、生涯学習課より保護者に連絡
	* 傷害保険の存在をもっと周知する。		チラシに明記し周知を図る
移行体制	* 安全管理人には、学校任せにするのではなく、主体的に対応するよう指導する。		安全管理人対象に応急手当等の研修会の実施を継続する
	(案1)水曜のみ早める ※段階的に行い、参加状況等みながら増やしていく		
	(案2)水曜、金曜の両日を早める		①子どもたちへの周知 ②保護者への周知